

「四国の右下」移住アドバイザー配置事業委託業務仕様書

1 目的

「四国の右下」（徳島県南部：阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町）への移住・定住を推進するため、「四国の右下」移住アドバイザーを配置し、移住関連業務に従事する多様な主体の連携を促すとともに、相談対応に必要な知識の習得をはじめとしたスキルアップの機会を提供することで、南部圏域一体での移住相談体制の充実といったネットワーク強化を図る。

2 業務委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 業務内容

以下（１）～（３）で示す内容を実施するとともに、「四国の右下」における移住・定住の推進にあたり、地域が直面する課題を踏まえ、「四国の右下」ならではの取組を提案、実施すること。

（１）研修会の実施

- ①各市町の担当者及び移住支援員等に対して移住に関する専門的知識を深めるため、研修会（WEB・対面）を年間5回程度開催すること。必要に応じて、外部講師を招くこと。
- ②研修会に関する企画・立案・資料作成・当日の運営を行うこととし、必要に応じて委託者と協議の上、円滑な実施を担保するよう努めるものとする。
- ③研修会の企画にあたっては、全国の移住動向や各市町の移住担当者をはじめとした移住関連業務に従事する多様な主体の意見等、参加者のニーズに沿った内容に留意すること。
- ④研修会の実施後、参加者へのアンケート等を実施し、その集計結果を整理の上、事後検証の実施に活用することを前提にデータの整理等を実施すること。
当該データは、研修会実施後速やかに整理し、委託者に報告の上、次回研修会の企画の検討に活用すること。
- ⑤その他、参加者の実情に応じた情報交換・課題共有等が円滑に実施できるよう助言・監督を行うこと。

（２）移住相談体制ネットワークの構築支援

南部圏域一体での移住支援対応を実現するため、各市町の移住担当職員をはじめ、移住施策の推進に取り組む「移住コンシェルジュ」、「移住コーディネーター」、移住支援員等の多様な主体との連絡・調整を積極的に図り、圏域内の移住相談体制のネットワーク化を支援する。

（３）相談対応

移住フェア等市町の担当者が参加するイベントや、多数の圏域外の来場者が見込まれる地域イベント等における効果的な人材誘致PRに資する助言監督を行うこと。

また、移住相談対応に伴い圏域内市町の担当者等の疑問や課題について、迅速な対応が図られるよう、個別相談に応じること。

対応した内容については、毎月委託者に報告することとし、対応日・相談者・相談内容・対応期日等を記載した報告書に整理すること。また、未対応の項目については、着実な対応が図られるよう進捗管理に留意すること。様式等の詳細については、契約後速やかに協議の上決定すること。

4 委託料

（１）上限 1,000千円（消費税及び地方消費税相当額（税率10%）含む。）

（２）委託業務に要した経費は原則、領収書等で確認できることとし、領収書等で照合が困難な経費は、その支払いの積算の根拠を明確にすること。

（３）この業務は国交付金を財源としているため、国交付金の対象とならない経費は本委託業務の対象経費から除外とする。

①対象となる経費

- ア 人件費（給与・賃金・専従職員の社会保険料・手当等）
- イ 報償費（講師謝礼等）
- ウ 旅費（出張旅費・講師旅費等）
- エ 需用費（消耗品費・印刷費・燃料費等）
- オ 役務費（通信費・運搬費・広告料等）
- カ 使用料及び賃借料（リース代・会場使用料等）
- キ 負担・補助金（イベント参加費等）
- ク 委託料（他の団体へ委託する場合は、事前に協議すること）

②対象とならない経費

- ア 飲食費等個人の消費に帰すもの
- イ 施設整備費（建物を建設したり改修したりすること）及び備品購入を目的とするもの
- ウ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費
- エ その他、事業との関連が認められない経費

（４）他の機関から助成等を受けている事業は本委託業務の対象外とする。

5 関係帳簿等の整備

総勘定元帳、現金出納簿等の会計帳簿類等を整備し、委託業務完了後５年間保存すること。

6 委託契約について

（１）委託契約に係る委託料は、必要な場合は一部前金払いを可能とする。

（２）委託契約に基づく事業に係る会計関係帳簿を整備し、他の事業活動に係る経費と明確に区別するとともに、労働関係帳簿を整備し雇用の状況について適正に記録すること。
なお、委託者において必要に応じて委託業務の執行状況の検査を行う。

（３）委託業務完了後は収支報告等を添えた実績報告書を提出すること。

7 特記事項

（１）一般事項

- ①業務の実施に当たっては、委託者と十分協議しながら事業を進めること。
- ②業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- ③仕様書に記載のない項目で疑義が生じた場合はその都度委託者と協議するものとする。
- ④業務を遂行する上で必要な資料等においては、受託者において入手するほか、必要に応じて委託者から貸与する。
- ⑤委託業務期間はもとより委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た機密、個人情報等は他に漏らしてはならない。

（２）著作権等

- ①契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権（著作権法（昭和４５年法律第４５号）第２７条及び同法第２８条含む。）は、委託者に無償譲渡する。
- ②映像、音楽等の著作権、肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、委託者は責任を負わない。